

移動等円滑化取組計画書

2026年 6月30日

住 所	〒110-8614 東京都台東区東上野 3-19-6
事業者名	東京地下鉄株式会社
代表者名（役職名及び氏名）	代表取締役社長 小坂 彰洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・バリアフリー設備整備

駅構内のバリアフリー化の一環として、用地取得等により、エレベーターの設置を推進する。また、エレベーターによる1ルート整備率100%実現に向けて取り組むことに加え、乗換ルート、複数ルートの整備を推進する。

車いすをご利用のお客様等のより円滑な乗降を目的に、東西線・有楽町線・半蔵門線・南北線・副都心線全駅でのホームと車両床面との段差の低減・くし状ゴム設置による隙間の縮小の整備を推進する。

・旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

駅社員による教育・対応関係

「声かけ・サポート」運動の実施

各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成

全駅社員のサービス介助士資格取得

バリアフリーに関する研修等の実施等

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター 段差・隙間解消	<p>【令和8年度整備予定】</p> <p>【銀座線】浅草駅 【東西線】中野駅 【日比谷線】築地駅</p> <p>【有楽町線】和光市駅、地下鉄成増駅、地下鉄赤塚駅、平和台駅、氷川台駅、千川駅、要町駅、池袋駅、東池袋駅、護国寺駅、江戸川橋駅、飯田橋駅、市ヶ谷駅、麴町駅、永田町駅、桜田門駅、新富町駅、月島駅</p> <p>【半蔵門線】表参道駅、永田町駅、半蔵門駅、神保町駅、三越前駅、錦糸町駅</p> <p>【南北線】目黒駅</p> <p>【副都心線】千川駅、要町駅、池袋駅、雑司が谷駅、西早稲田駅、東新宿駅、新宿三丁目駅</p>

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤ乱れ等運行情報のお知らせについて旅客案内装置を使用した文字等による情報提供の継続実施 ・駅構内のアナウンス内容をお客様のスマートフォンに文字表示できる多言語アナウンスサービス「みえるアナウンス」を全駅*に展開。(*他社への管理委託駅(日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅)を除く171駅) ・聴覚障害者への筆談器具によるご案内の継続実施 ・東京メトロ全駅の改札口に、リアルタイムでの音声テキスト化機能及びチャット機能を備えた遠隔案内端末を2028年3月末までに順次設置

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「見守る目」の継続実施	「声かけ・サポート」運動の実施 各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成 飯田橋駅構内における法政大学と連携した学生ボランティア（見守り、ご案内等）の実施
アプリの活用	駅社員等が乗車駅で入力した乗車列車や乗車位置をはじめとしたご案内情報を降車駅に共有・連携する「お客様ご案内用アプリ（社員用）」の活用

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	駅構内のバリアフリー移動経路、ホームと車両床面の段差・隙間縮小及び車いす対応トイレ等に関する情報を分かりやすくお届けする Web サービス「スムーズメトロ」での情報提供

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修・教育関係	全駅社員を対象としたバリアフリー研修を定期的実施 全駅社員のサービス介助士資格取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	ホームページへの「バリアフリー設備」掲出により、バリアフリー経路や設備に関するご案内の継続実施
啓発活動	当社ホームページでのホームと車両床面の段差・隙間縮小の整備状況に関する情報公開

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ホームドア整備	記載削除	整備完了のため
多様な手段による情報提供	遠隔案内端末について記載追加	新規対策のため
「見守る目」の継続実施	ホームドアに関する記述削除	整備完了のため

V 計画書の公表方法

・ホームページによる公表

VI その他計画に関連する事項

Iに記載の事項は、「2025～2027中期経営計画」の事業に基づき一部を記載しており、以降の項目についても「2026年度（第23期）事業計画」の事業に基づくものである。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。